

亀山市規則第39号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とする。

第21条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第22条とし、第8条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（昇降機の定期報告）

第8条 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機に係る省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、毎年、前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日）の属する月に相当する月の末日（当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第7条第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあつては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに相当する月の末日）までとする。

2 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める期間は、同条第2項第8号の書類の受付の日から起算して10年間とする。

様式第7号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

様式第8号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

様式第 9 号及び様式第 10 号中「（第 13 条関係）」を「（第 14 条関係）」に改める。

様式第 11 号中「（第 14 条関係）」を「（第 15 条関係）」に改める。

様式第 12 号中「（第 15 条関係）」を「（第 16 条関係）」に改める。

様式第 13 号中「（第 16 条関係）」を「（第 17 条関係）」に、

既に指定を受けた道路の指定年月日及び指定番号		変更・廃止する指定道路の指定年月日及び指定番号	
------------------------	--	-------------------------	--

」を「

既に指定を受けた道路の指定年月日及び指定番号	年	月	日	第	号
	年	月	日	第	号

」に改める。

様式第 14 号及び様式第 15 号中「（第 19 条関係）」を「（第 20 条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年国土交通省令第 10 号）附則第 2 条第 4 項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条第 1 項の規定により定める時期は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までとする。